

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長

小 林 万 里 子

私立学校法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別紙のとおり、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年文部科学省令第 8 号。以下「施行規則」という。）が、令和 8 年 3 月 13 日に公布され、同日から施行されることとなりました。

今回の改正は、中央教育審議会「我が国の『知の総和』向上の未来像～高等教育システムの再構築～（令和 7 年 2 月 21 日）答申」や、2040 年を見据えて社会とともに歩む私立大学の在り方検討会議審議のまとめ（令和 8 年 2 月）において、厳格な設置認可審査への転換等の提言がなされたこと等を踏まえ、所要の規定の整備を行ったものです。

その概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、各学校法人におかれては、その運用に当たっては遺漏なきようお願い計らいください。

記

1. 改正の概要

(1) 学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可の申請期限に関する規定の改正

大学又は高等専門学校（以下「大学等」という。）の設置に係る寄附行為、寄附行為の変更及び組織変更の認可申請期限については、開設年度の前々年度の 9 月 1 日から 9 月 30 日まで、大学等の学部又は学科の設置に係る寄附行為の変更及び設置者変更に係る組織変更の認可申請期限については、開設年度の前々年度の 1 月 1 日から 1 月 31 日までとするとしたこと。（施行規則第 3 条、第 44 条、第 57 条関係）

(2) 子法人の定義に関する規定の改正

学校法人が経営を支配する法人として施行規則で定めている「子法人」について、法人の性質等から、「学校法人がその経営を支配している法人」に該当させることが適当とは言えないものを「子法人」の定義から除くため、「子法人」の定義規定を改めることとしたこと。

2. 施行期日等

- (1) この省令は、令和8年3月13日から施行すること。
- (2) この省令の施行の際現にされている改正前の私立学校法施行規則の規定による認可の申請又は開設年度を令和9年度とする第3条、第44条及び第57条の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可の申請に係る手続等については、なお従前の例によること。

3. 留意事項等

(1) 「子法人」について

法人の性質等から、財務上又は事業上の関係からみて当該学校法人がその法人の経営を支配していないことが明らかであると認められるものとしては、健康保険組合、労働組合、生活協同組合等を想定している。

【本件連絡先】

<子法人の定義に関する規定について>

高等教育局私学部私学行政課法規係

電話：03-6734-2527

メール：sigakugy@mext.go.jp

<寄附行為の変更認可申請について>

高等教育局私学部私学行政課法人係

電話：03-5253-4111(内線2534)

メール：s-secchi@mext.go.jp

○文部科学省令第八号

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第一百五十四条の規定に基づき、私立学校法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月十三日

文部科学大臣 松本 洋平

私立学校法施行規則の一部を改正する省令

私立学校法施行規則（昭和二十五年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(寄附行為認可申請手続)

第三条 法第二十三条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の九月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一〇十一 「略」

2 「略」

3 第一項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の九月一日から同月三十日」とあるのは、「前々年度の一月一日から同月三十一日」とする。

4 〇七 「略」

(子法人)

第十一条 法第三十一条第四項第二号（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 「略」

改正前

(寄附行為認可申請手続)

第三条 法第二十三条第一項の規定により文部科学大臣の所轄に属する学校法人の設立を目的とする寄附行為の認可を受けようとするときは、認可申請書及び寄附行為に次に掲げる書類を添付して、当該学校法人の設置する私立大学又は私立高等専門学校（以下「私立大学等」という。）の開設する年度（以下「開設年度」という。）の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

一〇十一 「同上」

2 「同上」

3 第一項の寄附行為が、他の学校法人が設置している私立大学等の目的、位置、職員組織並びに施設及び設備の現状を変更することなく、当該私立大学等の設置を目的とする新たな学校法人を設立する場合に係るものであるときは、同項中「前々年度の十月一日から」とあるのは、「前々年度の三月一日から」とする。

4 〇七 「同上」

(子法人)

第十一条 法第三十一条第四項第二号（法第五十二条第六項において準用する場合を含む。）の学校法人がその経営を支配している法人として文部科学省令で定める法人は、次に掲げるものとする。

一 「同上」

二 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人（財務上又は事業上の関係からみて当該学校法人がその法人の経営を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）
イ〜ニ 「略」

（寄附行為変更認可申請手続等）
第四十四条 「略」

2 前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の九月一日から同月三十日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
一〜三 「略」

3 「略」
4 前二項の規定は、第一項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校の学科（以下「私立大学の学部等」と総称する。）を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第二項	当該私立大学等の開設	当該私立大学の学部等

二 意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が百分の五十を超える他の法人

イ〜ニ 「同上」

（寄附行為変更認可申請手続等）
第四十四条 「同上」

2 前項の寄附行為の変更が、学校法人が私立大学等を設置する場合に係るものであるときは、同項の規定にかかわらず、認可申請書並びに寄附行為変更の条項及び事由を記載した書類に次に掲げる書類を添付して、当該私立大学等の開設年度の前々年度の十月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。
一〜三 「同上」

3 「同上」
4 前二項の規定は、第一項の寄附行為の変更が、私立大学の学部若しくは学科、大学院若しくは大学院の研究科又は私立高等専門学校（以下「私立大学の学部等」と総称する。）を設置する場合に係るものであるときの申請について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
第二項	当該私立大学等の開設	当該私立大学の学部等

前項	年度の <u>前々年度の九月</u> 一日から <u>同月三十日</u> ま での間	の開設年度の <u>前々年度</u> の <u>一月一日</u> から <u>同月三</u> <u>十一日</u> までの間
当該私立大学等	当該私立大学の学部等	

5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の一月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の一月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで」で若しくは「一月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第三条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

前項	年度の <u>前々年度の十月</u> 一日から <u>同月三十一日</u> までの間	の開設年度の <u>前々年度</u> の <u>三月一日</u> から <u>同月三</u> <u>十一日</u> までの間
当該私立大学等	当該私立大学の学部等	

5 第一項の寄附行為の変更が、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第五十条第一項、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第四十三条第一項、専門職大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十三号）第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準（平成二十九年文部科学省令第三十四号）第五十九条第一項に規定する国際連携学科の設置に係る場合における前項の規定の適用については、同項の表中「当該私立大学の学部等の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで」とあるのは「当該学科の開設年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」で若しくは「三月一日から同月三十一日まで又は当該学科の開設年度の八月一日から同月三十一日まで」と、同表前項の項中「当該私立大学等」とあるのは「当該私立大学等の開設年度の前年度の六月三十日までに」と、「当該私立大学の学部等」とあるのは「当該学科の設置の認可に係る申請時に」とする。この場合において、第三条第二項第六号中「開設年度の前年度」とあるのは「開設年度の前年度（開設年度に申請する場合にあつては開設年度）」と、第三項第一号中「開設年度の前々年度」とあるのは「申請年度の前年度」と、「開設年度の前年度」とあるのは「申請年度」とする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にされている改正前の私立学校法施行規則の規定による認可の申請又は開設年度を令和九年度とする第三条、第四十四条及び第五十七条の規定による学校法人の寄附行為の変更の認可の申請に係る手続等については、なお従前の例による。